「川越市空家等の適切な管理に関する条例（全部改正）（案）」に対する
意見募集手続の結果について

1　意見募集手続の概要

(1)　募集期間　平成２９年１２月１日（金）～平成３０年１月４日（木）

(2)　募集対象

①　市内に住所を有する方

②　市内の事業所等に勤務する方

③　市内の学校に在学する方

④　その他案に関し利害関係を有する方

(3)　閲覧場所

①　川越市役所防犯・交通安全課、各市民センター、南連絡所

②　市ホームページ

(4)　意見提出方法

①　直接持参

②　郵送

③　ファックス

④　市ホームページからの電子申請

2　意見募集手続の結果

(1)　意見提出者　　１名

(2)　意見件数　　２件

3　意見の概要と市の考え方

提出された意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No	意見の概要	市の考え方
1	特定空家等の発生を予防するためには、助言・指導のみではなく勧告を加えたらどうか。	勧告については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」との関係から、今後の参考とします。
2	特定空家等を特定空家・空地等とし、空地の適正管理についても所有者に求めてほしい。	空地の適正管理については「川越市あき地の環境保全に関する条例」との関係から、今後の参考とします。